

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

○「介護職員等処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

○「見える化要件」とは・・・

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	経験や資格の有無や年齢層にこだわらず、他産業からの転職者等についても、本人の意欲等により採用する。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	自己啓発による資格支援を促進するため資格取得者に対して、特別昇給を実施している。 また、資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務のシフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
働き方の推進 両立支援・多様な働き方	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	子育て中の職員も多く在籍しているため、シフト作成時に有給休暇の取得希望等を考慮して、正規、非正規問わず、職員の実情に応じた働き方ができる環境作りを図っている。 また、正職員への転換を希望するパートタイム労働者について要件を満たす場合、正職員として採用している。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	
心身の健康管理 腰痛を含む	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	以下の事項を実施している。 ・年次健康診断 ・人間ドック受診補助 ・職員休憩室の確保 ・敷地内に分煙スペースの確保
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	安全対策委員会の他、各種マニュアルを作成し安全対策を実施している。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	PC・タブレット及び介護ソフトを導入し活用することにより、情報の共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。 また各種マニュアルを整備し、介護サービスの標準化を図っている。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝ミーティングを開き、情報共有を図るとともに、勤務環境やケア内容の改善を図っている。